

別表 1

岩倉市総合体育文化センター施設維持管理業務一覧

業務名	仕様等
1 エレベーター保守点検	機種 油圧式乗用エレベーター（車椅子兼用）シンドラ製 1 台 積載 750kg、定員 11 名、3 停止 点検回数及び実施時期 毎月 1 回、法定検査年 1 回実施 ※詳細は、別添仕様書「資料 1」参照
2 消防設備保守点検	設備 自動火災報知設備、消火栓設備、誘導灯設備、消火器具設備、防火扉設備、スプリンクラー設備、非常用放送設備、防火対象物定期点検、 点検回数 機器点検 年 1 回、総合点検 年 1 回 ※詳細は、別添仕様書「資料 2」参照
3 清掃業務	日常清掃作業 毎日清掃 スポーツギャラリー 1,838.96 m² 便所 （楽屋横以外）280.9 m² 定期清掃作業 週 1 回清掃 トレーニング室等 4,592.41 m²、 シャワー室 154.78 m² 便所 （楽屋横）12.54 m² 年清掃 床 1,109.21 m²（年 3 回） アリーナ・ホールワックス 2,452.15 m²（年 4 回） フロアマット取替え 借用、月 1 回交換で 13 枚×12 ヶ月 サイズ 150cm×90cm 硝子清掃作業 年 2 回、3 階 1,386.01 m² カーペット洗浄作業 年 1 回、 1,275.67 m² ※詳細は、別添仕様書「資料 3」参照
4 電気設備保守点検	受変電設備 月次点検毎月 1 回、年次点検年 1 回 動力用三相変圧器 300KVA×1、200KVA×1 電灯用三相変圧器 200KVA×1 電灯用単相変圧器 200KVA×1 非常用発電設備 月次点検毎月 1 回 起動点検 三相交流発電機 200KVA+ 起動用蓄電池 外観ディーゼルエンジン 262PS×1

	※詳細は、別添仕様書「資料4」参照
5 自家発電機保守点検	自家発電装置及び直流電源盤の機器性能を維持し、故障を未然に防止する 非常用発電装置 Z X 200 P C ・ D C 盤 普通点検 1 回、総合点検 1 回 ※詳細は、別添仕様書「資料5」参照
6 空調設備保守点検	冷却塔、遠心式ポンプ、空調機、膨張タンク、空冷ヒートポンプエアコンの機器点検及び清掃、調整し、機器性能を維持し、故障を未然に防止する。 機器点検 年2回 フィルター等の清掃 年2回 吹き出し口の調整 年2回 フロン排出抑制法による空調機点検 ※詳細は、別添仕様書「資料6」参照
7 非常通報装置点検	通報装置の機能を常に良好な状態にし、電気通信事業法に定める技術基準に適合する状態にするため点検整備を行う。 通報装置の機能試験 押しボタンの機能試験 その他必要な保守
8 し尿浄化槽保守点検	浄化槽型式 合併接触ばっき方式 処理対象人数 5 4 1 人 愛知県浄化槽指導要領に基づき実施
9 貯水槽清掃点検	貯水槽（19m³）の清掃点検を行う。 貯水槽の槽外及び槽内清掃 清掃後の残留塩素測定 年1回、5月に実施
10 トレーニング機器保守点検	機器の安全かつ良好な使用状態、並びに機能保全を保つため点検整備を行う。 実施時期 隔月実施（年6回） ※詳細は、別添仕様書「資料7」参照
11 ホール可動席保守点検 ※装置名 コクヨ株式会社 ESC-390（段床） ESC-100（平床）	多目的ホールの可動観覧席が常に良好な状態で装置を有効に活用し、かつ装置の耐久性を維持させるため点検整備を行う。 装置の清掃 注油並びに調整 年2回実施
12 舞台設備等総合管理業務	多目的ホール等の舞台設備、照明設備、音響設備、及びそれに関わる器材等の操作や管理など舞台装置等の総合管理業務を行う。

	上記の業務が遂行できる技術者を派遣する。 時期 多目的ホールで事業を開催する時 1 単位 (8 時間) 単価契約 (1 人当りの金額) 時間外 (1 時間) 単価契約 (1 人当りの金額) 人数 (原則) ① 市の主催・共催事業及び岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則第 11 条別表による使用料の減額を受けたもの … 2 人まで指定管理者が負担する。 ※ 2 人以上派遣の場合は、利用者負担とする。 ② その他の主催者事業 … 1 人まで指定管理者が負担する。 ※ 1 人以上派遣の場合は、利用者負担とする。 ※①、②共通事項… 別日に行う事前打合せに係る利用者負担は無し
13 舞台機構等保守点検	舞台等吊物機器の性能を維持し、故障・事故を未然に防止するため行う。 実施時期は 5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回 ※詳細は、別添仕様書「資料 8」参照
14 除草	広場を清潔に維持し、美観の保全を図るために行う。 広場内の雑草等を取り除く 広場内のゴミ、空き缶等の収集及び搬出 ※詳細は、別添仕様書「資料 9」参照
15 植木剪定	施設と広場を清潔に維持し、美観の保全を図るために行う。 敷地内の樹木の剪定、及び消毒作業 ※詳細は、別添仕様書「資料 10」参照
16 警備管理	施設の夜間監視に関する業務を行う。 使用回線及びシステム 一般加入回線による機械警備システム
17 自動扉保守点検	自動扉の性能を維持し、故障を未然に防止するための点検整備を行う。 点検回数 年 2 回 対象機器 電動式 片引き扉 W 890×H2,160 1 台 電動式 片引き扉 W1,175×H2,430 1 台 ※詳細は、別添仕様書「資料 11」参照
18 バスケットゴール保守点検	バスケットゴールの正常な性能、機能を維持し、故障を未然に防止するための点検整備を行う。 点検回数 年 1 回 ※詳細は、別添仕様書「資料 12」参照

19 照明環境制御システム保守点検 (令和 9、11、13 年度実施)	照明環境制御システムが正常な状態を保ち運用できるよう保守点検を行う。 対象機器 (1) 主操作盤 (2) 端末器 (3) 壁スイッチ (4) シャンデリア (クリーニングを含む) 点検回数 2 年に 1 回 ※パナソニック Free fitlight ※詳細は、別添仕様書「資料 13」参照
20 舞台照明設備保守点検 (令和 9、11、13 年度実施)	舞台照明が正常な状態を保ち運用できるよう保守点検を行う。 対象機器 (1) 舞台調光装置一式 (2) 舞台照明器具一式 点検回数 2 年に 1 回 ※調光卓 PASTEL PRENO ※詳細は、別添仕様書「資料 14」参照
21 音響設備保守点検 (次回令和 12 年度に実施)	音響設備が正常な状態を保ち運用できるよう保守点検を行う。 対象機器 アリーナ及び多目的ホール音響設備一式 点検回数 5 年に 1 回 ※詳細は、別添仕様書「資料 15」参照
22 ピアノ調律・調整	多目的ホールのピアノ (1 台) の調律及び調整 実施回数 調律 年 4 回 調整 年 1 回 ※型番 YAMAHA CFⅢ 製造番号 4636600
23 はなのき広場トイレ清掃等維持管理業務	トイレトーパー等消耗品の発注及び補充 トイレに係る水道料金の支払い
24 はなのき広場トイレ汚水処理施設保守点検	汚水処理施設保守点検 年 3 回
25 特定建築物定期点検 (次回令和 9 年度に実施)	平成 30 年度以降、3 年毎に実施する。 (実施時期については、市と協議して実施する。)
26 建築設備定期点検	平成 30 年度以降、毎年度実施する。 (実施時期については、市と協議して実施する。)
27 アリーナ移動式舞台可動点検	アリーナの移動式舞台が常に良好な状態で装置を有効に活用し、かつ装置の耐久性を維持させるため、指定管理者により目視点検を年 2 回実施する。

岩倉市屋外スポーツ施設維持管理業務一覧

業務名	仕様等
1 夜間照明設備保守点検	北小学校夜間照明設備 年1回 南部中学校夜間照明設備 年2回
2 し尿浄化槽保守点検	石仏公園（176人槽）点検：年4回 清掃：年2回 61.11m ³ 石仏公園（50人槽）点検：年4回 清掃：7m ³ 野寄スポーツ広場（20人槽）点検：年3回 清掃：3m ³ 野寄テニスコート広場（15人槽）点検：年3回 清掃：2.4m ³
3 スポーツ広場等管理業務	<石仏公園（球場・サッカーグラウンド等）> ① 電子錠の管理 ② 利用者の利用許可書の確認 ③ 利用者への指導 ④ 施設内のゴミの収集、搬出、処理 ⑤ 球場管理棟及び公園管理棟の公衆便所、更衣室、観覧席の清掃 ⑥ 球場及びサッカーグラウンドの整備 ⑦ 施設及び駐車場（臨時駐車場、駐輪場含む）周辺の清掃 ⑧ 駐車場（臨時駐車場含む）、駐輪場警備 ⑨ 球場、サッカーグラウンドに係るスポーツ備品の管理 <野寄スポーツ広場、野寄テニスコート> ① 鍵の開閉 ② 利用者の利用許可書の確認 ③ 利用者への指導 ④ スポーツ広場内のゴミの処理 ⑤ 管理棟内のシャワー室、トイレの清掃 ⑥ 屋外トイレ清掃、足洗い場清掃 ⑦ グラウンド、テニスコートの整備（グラウンドならし、水まき等） ⑧ グラウンド、テニスコート及び周辺の除草（機会刈、手抜き）、清掃 ⑨ グラウンド、テニスコートの外周側溝の清掃 ⑩ テニスコート北側の除草、清掃 ⑪ グラウンド、テニスコート側溝清掃、砂上げ作業 ⑫ 駐車場清掃 ⑬ 年末年始のテニスコートのネット取り外し、取り付け作業 ⑭ 管理棟内設置自動販売機における月ごとの電気使用量の報告
4 スポーツ広場等植木剪定業務	<業務内容> ① 剪定の対象…敷地内の樹木 ② 剪定作業の内容…樹木を剪定し、枝等はチップ化すること。 ③ 消毒作業…樹木の害虫駆除を行うものとする。薬剤の散布時期は、害虫発生の初期に行い、時期を逸しないように注意する。

	④ 各作業の回数 野寄スポーツ広場、野寄テニスコート 各 1 回（剪定及び消毒）															
5 砂塵防止剤散布業務	石仏公園（球場）、野寄スポーツ広場、はなのき広場に、土質安定剤（塩化カルシウム粒状）を年 1 回散布する。															
6 夜間照明設備管理業務	<使用期間及び照明時間> <table><thead><tr><th>管理場所</th><th>使用期間</th><th>照明時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩倉北小学校</td><td>4 月 1 日～4 月 30 日</td><td>午後 6 時～午後 9 時</td></tr><tr><td>〃</td><td>5 月 1 日～8 月 31 日</td><td>午後 7 時～午後 9 時</td></tr><tr><td></td><td>9 月 1 日～10 月 31 日</td><td>午後 6 時～午後 9 時</td></tr><tr><td>南部中学校</td><td>4 月 1 日～3 月 31 日</td><td>午後 7 時～午後 9 時</td></tr></tbody></table> （月曜日及び 12 月 28 日から 1 月 3 日までを除く） <実施内容> ア 利用者から利用許可証を提出してもらい、上記照明時間内において、岩倉市が指示する時間に点灯及び消灯する。上記の岩倉市の指示は、原則として前週の金曜日までに次週分を行う。ただし、追加の申し出のあった場合は、2 日前までに行うものとする。 イ 使用後は、グラウンドの整備、ゴミなどを持ち帰らせるよう指導する。 ウ 利用管理日誌を記入する。 エ 使用後の利用者の忘れ物、設備の破損等を確認する。 オ 悪天候及びグラウンドの状況により使用中止の決定は、生涯学習課スポーツグループが決定し、総合体育文化センター職員から当日就業予定の会員に連絡する。ただし、原則として雨天の時は中止する。	管理場所	使用期間	照明時間	岩倉北小学校	4 月 1 日～4 月 30 日	午後 6 時～午後 9 時	〃	5 月 1 日～8 月 31 日	午後 7 時～午後 9 時		9 月 1 日～10 月 31 日	午後 6 時～午後 9 時	南部中学校	4 月 1 日～3 月 31 日	午後 7 時～午後 9 時
管理場所	使用期間	照明時間														
岩倉北小学校	4 月 1 日～4 月 30 日	午後 6 時～午後 9 時														
〃	5 月 1 日～8 月 31 日	午後 7 時～午後 9 時														
	9 月 1 日～10 月 31 日	午後 6 時～午後 9 時														
南部中学校	4 月 1 日～3 月 31 日	午後 7 時～午後 9 時														